

# 支払根拠資料の押印見直しについて

## 経緯

- ◆ 令和2年7月  
総務省から押印等の見直しについて通知
- ◆ 令和3年4月  
特例規則等で様式の押印義務付け廃止  
(支払根拠資料除く)
- ◆ 令和4年2月  
支払根拠資料の押印見直し方針策定
- ◆ 令和4年6月  
予算会計規則改正や特例規則等により  
一部支払根拠資料の押印義務付け廃止

## 他市の動向

- ◆ 中核市（令和3年9月時点）  
61市中27市が押印省略可能
- ◆ 近隣市（令和3年11月時点）  
全部省略[市原市]  
一部省略[千葉市、浦安市ほか]  
押印継続[野田市、我孫子市ほか]

## 検討結果

◆ 相手方登録のある債権者からの請求書は、  
押印の省略を可能とする

(理由)

✓ 押印のある相手方登録申請書で  
既に振込口座を確認済のため

✓ 相手方の負担を増やさないため  
(請求書に担当者名、連絡先を記入する等)

## 効果(件数)

◆ 押印省略可能件数

年間支出命令件数

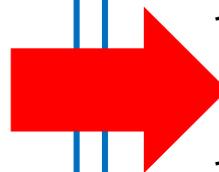
180,000件

うち請求書あり

120,000件

うち相手方登録あり (押印省略可)

100,000件



# 周知方法

◆市ホームページ

◆チラシ（契約課配架）

◆個別対応（各課支払担当）

令和4年6月1日請求分より

## 請求書への押印を 省略できるようになります<sup>※1,2</sup>

船橋市での相手方登録(口座情報の登録)がある場合は、押印の省略が可能です。

相手方登録がお済みでない場合は相手方登録申請書を事業担当課までご提出ください。

✓相手方登録申請書は船橋市ホームページよりダウンロードが可能です。  
船橋市ホームページ【<https://www.city.funabashi.lg.jp>】

◆有資格者名簿登載業者口座登録用

トップ>産業・事業者向け>入札情報・業者登録>業者登録・登録内容の変更>支払金口座情報の登録申請

◆有資格者名簿登載業者の口座登録以外

トップ>市政・市の紹介>出納・公金の管理>相手方登録>相手方登録について

(※1)事業担当課の事務処理の方法によっては押印を省略できない場合があります。

(※2)請求または受領の委任を行っている場合の支払については押印を省略できません。

(押印が省略できる場合の請求書の例) 請求書には①～⑤の項目が必要です。

令和4年6月1日

①請求先の表示 船橋市長 あて

請求書

②請求の日付

③請求者の住所・名称 船橋市湊町2-10-25  
株式会社いけい商事  
代表取締役 船橋太郎

④請求の内容

下記のとおり請求いたします。

品名	数量	単価(円)	金額(円)
ボールペン	5	100	500
鉛筆	20	50	1,000
小計			1,500
消費税			150
合計			1,650

⑤請求金額

問い合わせ先：船橋市役所 会計課 047-436-2726

※業務に関することや入金日については事業担当課へお問い合わせください。